

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

■内容

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされている。

市町村においては、令和2年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする第3期支援事業計画を改めて策定する必要がある。

計画策定にあたっては、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められるため、保護者に対するアンケート調査（「ニーズ調査」）を行い、子育てに関する生活実態や意見・要望等を把握するもの。

■調査基準日

令和6年2月1日時点

■調査時期

令和6年2月中旬（2～3週間程度）

■調査対象及び件数

①就学前の子どものいる世帯	・ ・	約800件
②小学生児童（1年生～3年生）のいる世帯	・ ・	約400件
	合計	1200件

※アンケートは保護者が回答する。

※①、②それぞれの区分で、同一世帯に対象児童が複数居る場合、調査票は下の子宛に1通のみ配布する。

【例】

就学前の子どもが2人いる世帯	・ ・	①を1通送付
就学前の子どもと小学校3年生のいる世帯	・ ・	①と②を1通ずつ送付
小学校3年生と1年生のいる世帯	・ ・	②を1通送付

■調査方法 郵送 又は 保育所・小学校等関係機関を通じたの配布・回収